

議会基本条例に基づく議会改革 一覧表（平成23年度） 平成24年5月

No.	該当条文	項目	進捗状況又は実績
1	第7条	議会報告会  議会概要報告会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自治会連合会と共催し、15地域で実施（5月23日～31日）。報告会で出された意見等への回答をまとめ、HPへ掲載。概要は、議会だよりに掲載。</li> <li>・2回目の議会報告会（11月17～25日実施予定）は、市長辞職による選挙（11月20日投票）のため中止。（市長は、10月19日辞職撤回。）</li> <li>・議会概要報告会を市自治会連合会理事会で毎議会後に実施。（平成23年4月20日、7月5日、11月11日、平成24年1月30日）</li> </ul>
2	第7条	議案に対する賛否の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録、議会ホームページ及び議会だよりに掲載。（平成23年3月議会から）</li> </ul>
3	第7条	インターネット中継	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問をライブ及び録画中継。（6月議会から）</li> </ul>
4	第9条	議会懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体、市民から申込みによる懇談会（3団体） <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 混合型血管奇形の難病指定を求める会・山口県支部（5月19日）</li> <li>b) 防府市の学校給食を考える会（7月20日）</li> <li>c) 山口県保険医協会防府支部（11月24日）</li> </ul> </li> <li>・議会から市民に呼びかける懇談会は未実施。</li> </ul>
5	第10条	質問席の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問席を設け、一般質問において執行部と対面で実施。（6月議会から）</li> </ul>
6	第10条	一問一答方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問では、6月議会から一問一答方式。</li> <li>・議案に対する質疑も、3月議会から一問一答方式。</li> </ul>
7	第10条	文書質問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1件。質問及び回答を全議員に配布。</li> </ul>
8	第11条	論点情報の資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例3件、基本計画3件について提出。（暴力団排除条例、空き家等の適正管理に関する条例、環境基本計画、生涯学習推進計画、景観計画など）</li> </ul>
9	第12条	決算資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算の成果報告書の記述をより詳細にするよう求める。 （委託先の業者名、事業箇所、内訳、歳入、財政分析など）</li> </ul>
10	第12条	予算参考資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算参考資料は事業別の説明書とし、財源等の記載を求める。</li> </ul>

No.	該当条文	項目	進捗状況又は実績
11	—	予算委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計予算は、3月議会で議長を除く全議員を構成員とする予算特別委員会を設置。</li> <li>・委員会条例を改正(3月議会)し、平成24年度以降は、予算常任委員会とする。</li> </ul>
12	第13条	事件議決の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別条例で議決事件とした14の基本計画のうち、環境、生涯学習、景観の3基本計画が該当。議案となる前に、3回の協議を実施。環境、生涯学習は、12月議会で修正可決。景観は3月議会で原案可決。</li> <li>・自治法改正により、基本構想を議決事件に追加。(6月議会で条例改正)</li> </ul>
13	—	議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治法第96条第1項で規定されている議決事件以外で必要と認めるものについて議会への報告を求める条例を、6月議会に制定。</li> </ul>
14	第14条	議員間討議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月議会の条例改正、9月議会の補正予算、12月議会の各分野の基本計画、3月議会の条例改正、新年度予算等で実施。修正案等を提出。</li> </ul>
15	第15条	政策討論会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家等の適正管理条例の制定について、6月8日開催。条例制定へ向け、協議会を設置。執行部から条例制定の意向が示され、執行部と条例素案を協議。3月議会で条例制定。</li> <li>・ソルトアリーナの使用料改定について、2月21日開催。使用料改定に向け、協議会を設置し、条例改正案を協議。執行部との調整の結果、執行部提案として3月議会で条例改正。</li> </ul>
16	第19条	議会改革推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革を継続的に取り組む組織として、条例施行以降19回開催。</li> <li>・インターネット中継のあり方、傍聴規則の見直し、基本条例のイメージ図・用語解説、議会報告会の準備・まとめ、決算・予算資料の検討、予算委員会等を協議。</li> </ul>
17	第20条	議会モニター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月議会に補正予算を計上。10名程度を公募、応募者7名と団体選出4名を委嘱。10月12日委嘱式及び研修会、1月31日議会モニターと議員との意見交換会を実施。</li> </ul>
18	第22条	議会図書室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入雑誌の増(7誌)。(加除式書籍の見直しによる)</li> </ul>
19	第26条	政治倫理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の政治倫理条例の素案を協議中。</li> </ul>
20	第30条	条例の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例を一部改正(平成24年3月議会)し、各議員の議案への意思表示の公表、議会報告会の年1回以上の開催を明文化。</li> </ul>